

令和2年3月10日

令和2年第1回神奈川県議会定例会

社会問題・安全安心推進特別委員会資料

## 目 次

- 1 地域包括ケアシステムの推進について…………… 1
- 2 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組状況等…………… 7

# 1 地域包括ケアシステムの推進について

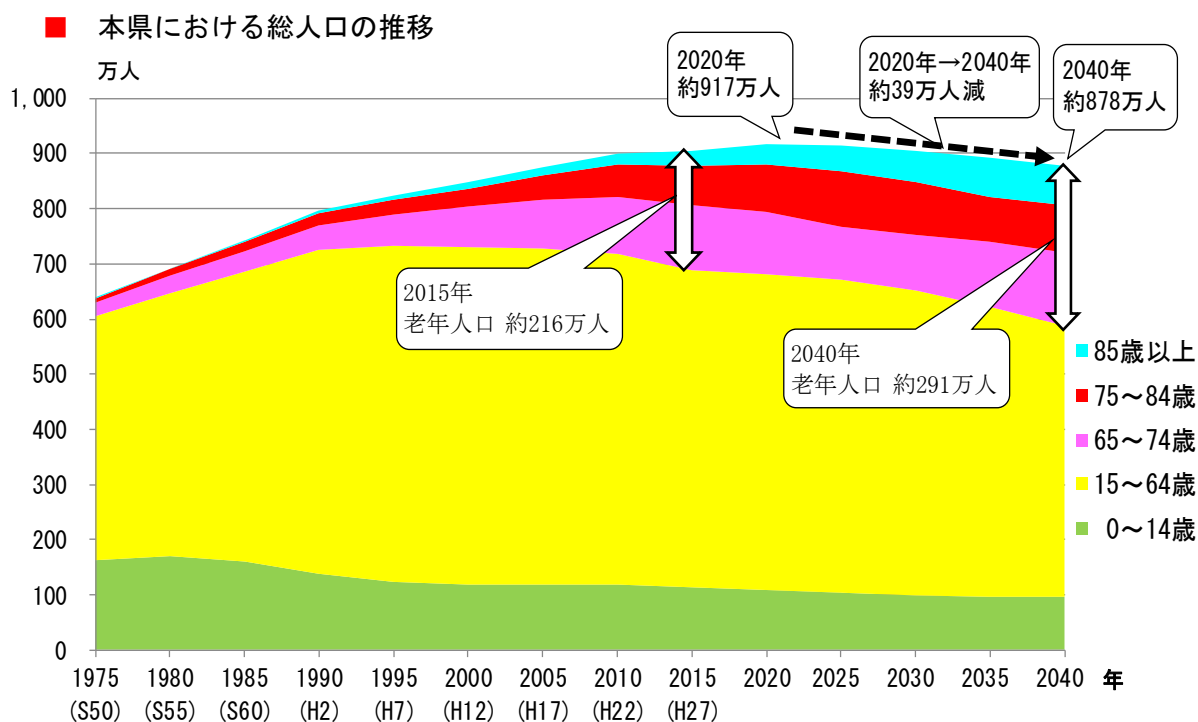
## (1) 神奈川県における高齢者を取り巻く状況

### ア 総人口の推移（人口減少時代へ）

本県における総人口は、2020年に約917万人となり、その後、2025年までの間には減少していくと予測されている。

また、人口推計を年齢構成別にみると、老年人口（65歳以上）は、いわゆる「団塊の世代（昭和22～24年生まれ）」が高齢期に入ったことや、長寿化の傾向に伴い、2040年には、2015（平成27）年から約35%（75万人）増加することが見込まれている。

総人口や年少人口・生産年齢人口の減少により、本県においても、労働力・生産力をはじめとする経済成長力の低下が懸念されている。



注1 2015(平成27)年までは、国勢調査による。

注2 2020(令和2)年以降は、県政策局による推計。

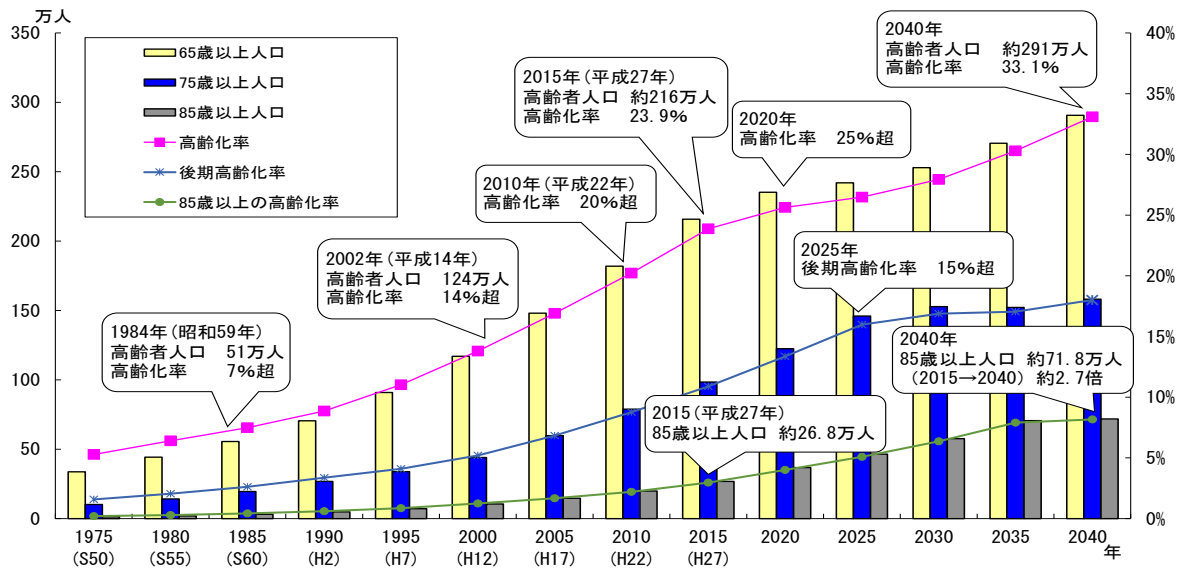
### イ 高齢者の急速な増加

今後、高齢者人口が急増することにより、本県においても、これまでに経験したことのない超高齢社会が到来することとなる。

本県の高齢者人口は、2040年には総人口の33.1%に達し、2015（平成27）年比で約1.3倍増加することが見込まれている。

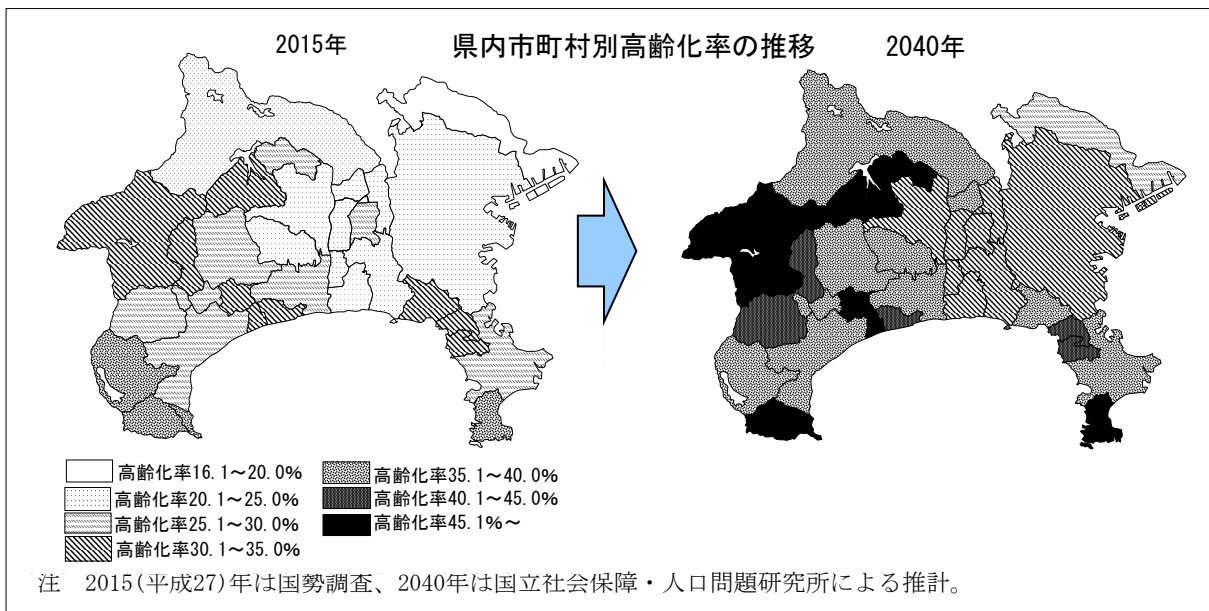
とりわけ、85歳以上の高齢者の増加傾向は著しく、2040年には、2015（平成27）年の約2.7倍に達することが見込まれている。

## ■ 本県における高齢化の推移



注1 2015(平成27)年までは、国勢調査による。  
 注2 2020(令和2)年以降は、県政策局による推計。

また、県内の地域ごとに見ると、高齢化率の推移は一様ではなく、  
 地域の実情に応じた対策が必要である。



注 2015(平成27)年は国勢調査、2040年は国立社会保障・人口問題研究所による推計。

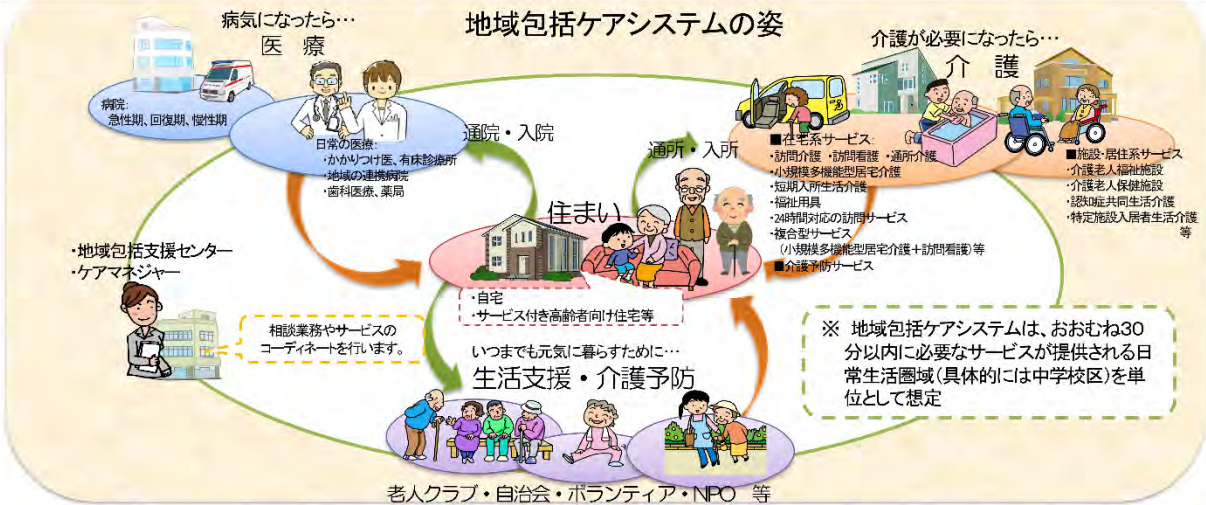
## (2) 地域包括ケアシステムとは

地域包括ケアシステムとは、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第2条において、「地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の

軽減若しくは悪化の防止をいう。) 、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。」とされている。

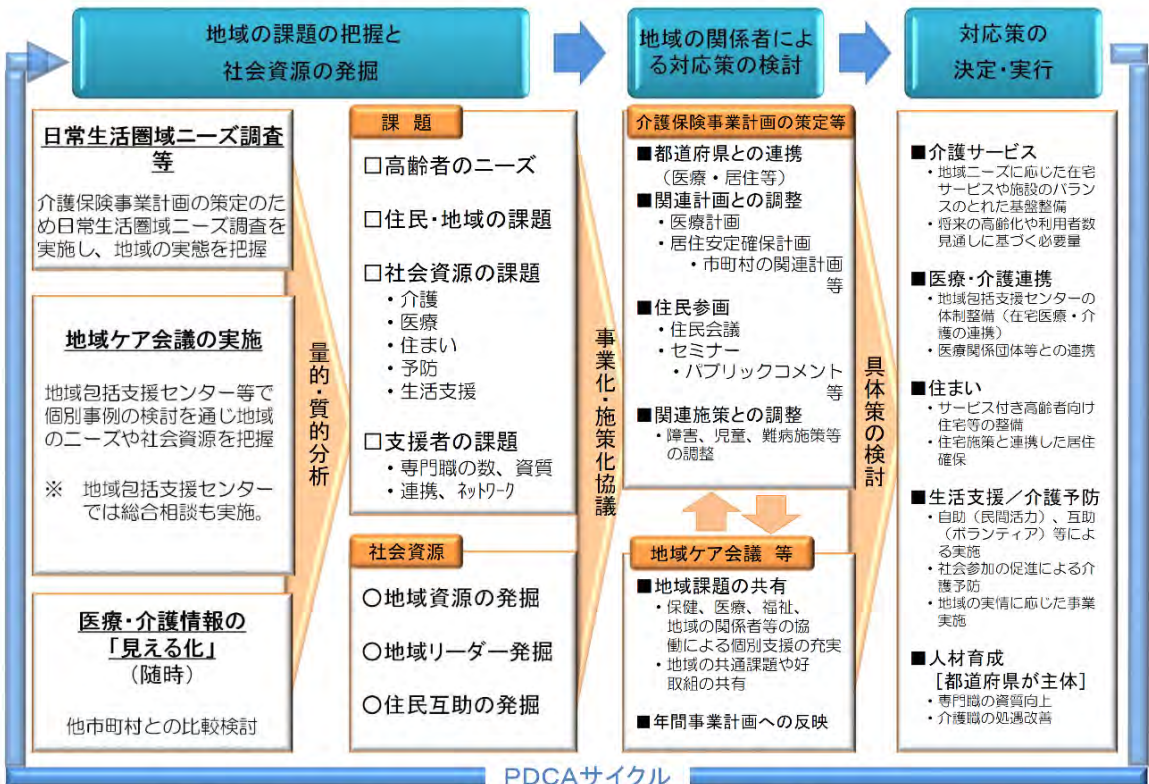
## 地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、高齢化の進展状況には大きな地域差。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。



厚生労働省資料

## 市町村における地域包括ケアシステム構築のプロセス(概念図)



厚生労働省資料



### (3) 地域包括支援センターが担う役割

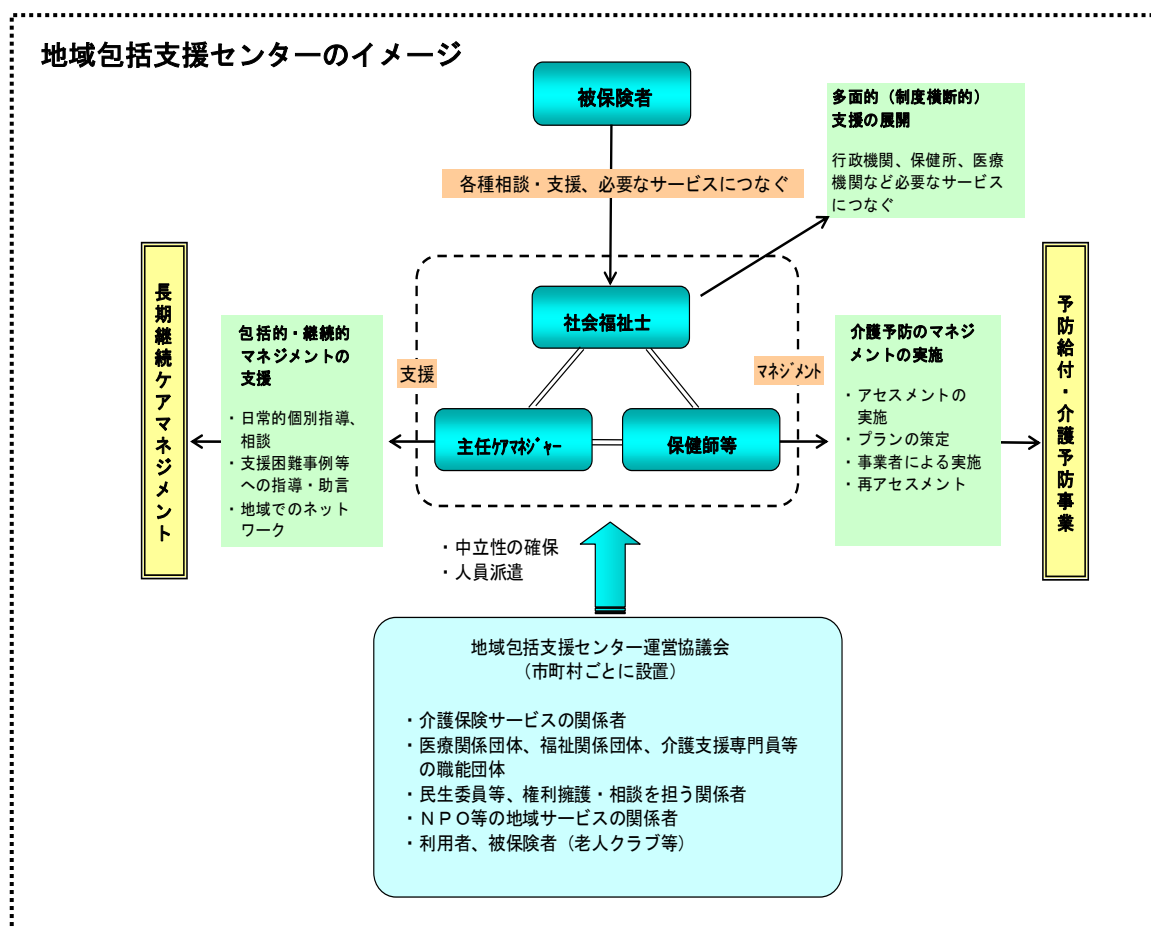
市町村では、人口規模や地域における保健福祉サービスなどの社会資源の状況等を踏まえ、日常生活圏域（おおむね中学校区）を単位に、地域の実情に応じて地域包括支援センターの設置を進めている。

地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、

- ① 介護状態となることを防止するための介護予防事業のマネジメント
- ② 介護保険外のサービスを含む、高齢者等や家族に対する総合的な相談・支援
- ③ 高齢者等に対する権利擁護事業
- ④ 支援困難ケースへの対応など介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援

の4つの事業に加え、住まいの支援や見守り等の生活支援を、地域において一体的に実施する役割を担う。

また、在宅医療・介護の連携強化や認知症施策の推進、地域ケア会議の推進等を図る中で、地域包括支援センターの更なる機能強化に取り組む。



#### (4) 地域包括ケアシステムの現状と課題

##### ア 現状と課題

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して元気に暮らすことができるよう、介護が必要な高齢者に対しては、介護保険サービスをはじめ、様々な保健福祉サービスを適切に組み合わせるなど、効果的なサービスの提供を行う必要がある。  
また、介護の必要はなくても、一人暮らしや健康に不安のある高齢者など何らかの支援を必要とする高齢者には、寝たきりなどの要介護状態にならないための介護予防のサービスや自立した生活を支援するサービスを提供することが必要である。
- これらのサービスの提供に当たっては、関係機関や団体、ボランティアが連携を図りながら、高齢者自らも参加して、地域で包括的・継続的な支え合いを行う、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要である。
- 育児と介護に同時に直面する世帯等、課題が複合化し、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できるよう、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備することが求められている。
- 医療や介護を必要とする高齢者については、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う必要があるため、医療と介護の連携を強化する必要がある。
- 2025年に向け、在宅医療や介護サービスの需要は、高齢化の進展や地域医療構想による病床の機能分化・連携により増加することが見込まれている。在宅医療等の需要の増加に対しては、神奈川県保健医療計画との整合を図りつつ、介護サービス提供基盤の整備を進める必要がある。

##### イ 目指すべき方向性

- 地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関である地域包括支援センターの設置を進めるとともに、地域包括支援センターや市町村が開催する保健医療及び福祉の関係者等で構成される「地域ケア会議」を充実させて地域の関係団体等とのネットワーク構築につなげるなど、地域包括支援センターの機能を強化する。

- 住民による参画をはじめ、多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進する。
- 保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携・協働体制を強化し、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域における高齢者の自立した生活を支援する。
- 地域における包括的・継続的なケアを行うため、地域における主治医と介護支援専門員との連携や、医療・介護関係者等を構成員とする会議を地域別に開催するなど、医療と介護の連携を強化するための取組を進める。
- 各種団体や施設等と連携を図りながら、地域の見守り活動や買い物弱者への生活支援などに高齢者も担い手として参加するなど、地域住民が共に支え合う地域づくりを推進する。
- 介護をしている家族等が介護を理由に離職することのない環境づくりを進める。
- NPO・ボランティア及び高齢者自らを含めた地域活動を行う個人やグループの活動環境を整備し、協働を進める。

#### (5) かながわグランドデザイン第3期実施計画における位置付け

県が令和元年7月に策定したかながわグランドデザイン第3期実施計画においては、「プロジェクト3 高齢者」の具体的な取組みに「地域包括ケアシステムの推進」を掲げ、地域包括支援センターが地域包括ケアシステムの中核的な機関として機能を発揮できるよう、人材養成や医療など関係機関との連携強化を支援することや、高齢者が安心して暮らせる住まいの確保を図るため、サービス付き高齢者向け住宅などの普及や健康団地の取組を進めるとともに、介護保険施設などの基盤整備を進めること等に取り組むこととしている。



## 2 地域包括ケアシステムの推進に向けた取組状況等

平成28年12月に改正された「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針」においては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の整合性を確保するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進することが求められている。

「神奈川県保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）及び「かながわ高齢者保健福祉計画」（平成30年度～令和2年度）に基づいて実施されている、地域包括ケアシステムの推進に係る主な取組についてまとめた。

### (1) 地域包括支援センターの機能強化

#### ア 地域包括支援センターの円滑な運営

##### (7) 地域包括支援センター職員等養成研修

地域包括支援センターの職員を対象に、業務を行う上で必要な知識・技能を習得するための研修を実施する。

##### (4) 地域ケア多職種協働推進事業

県全体及び県保健福祉事務所等圏域単位で、多機関による「地域包括ケア会議」を開催し、地域包括ケアシステムの構築や医療と介護の連携について、広域的な課題の抽出やその対応策等の検討を行い、各市町村の地域包括ケアシステムの構築を支援する。

#### イ 地域包括支援センターによる総合相談と包括的な支援の実施

地域包括支援センターは、地域支援事業として次の事業を実施し、県は、その費用の一部を負担して市町村を支援する。

##### (7) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためにどのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、機関、制度の利用につなげていくため、総合相談支援を実施する。

##### (4) 介護予防ケアマネジメント事業

各市町村において把握した要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象として、要支援・要介護状態になることを防止するために、介護予防事業を含めた適切なサービスが提供できるよう、必要な援助や調整を実施する。

##### (ウ) 権利擁護事業

地域の高齢者等への身体・精神面、財産面の権利侵害に対する総合相談窓口として、地域の関係機関と連携を図りながら、権利擁護

相談や支援のための取組を行う。

**(I) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業**

要介護者、要支援者及び要支援となるおそれのある者が継続的・包括的なケアを受けることができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や団体等との連携を強化するための取組を実施する。

**ウ 地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築  
地域ケア多職種協働推進事業（再掲）**

**(2) 地域での支え合いの推進**

**ア 身近な地域における介護保険サービスの適切な提供**

各市町村は、保険者として、高齢者等にとって住み慣れた地域を日常生活圏域として設定した上で、各介護保険サービスの供給見込量を算出し、適切な提供を行うこととしている。また、要介護者に対して、住み慣れた地域における生活を24時間体制で支えるという観点から、要介護者の生活圏域内にサービス提供の拠点が確保される「地域密着型サービス」の提供を促進する。

県は、「地域医療介護総合確保基金」を活用し、市町村が行う地域密着型サービスの整備等を支援する。

**イ 住民参加による地域での支え合いの推進**

**(7) 地域での見守り活動の実施**

一人暮らしの高齢者等の安否を確認し、事故や緊急時に迅速な対応を取るとともに、閉じこもり等による地域や社会からの孤立を予防し地域での生活を支えるため、市町村や地域包括支援センターをはじめ、民生委員・児童委員、老人クラブ、地域住民等による見守り体制を充実させる。

**(4) 介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援等の実施（市町村）**

2017(平成29)年4月から、すべての市町村で、要支援者に対する予防給付サービスのうち、訪問介護と通所介護を地域支援事業に移行し、「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施している。

この事業により、市町村は地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、生活支援を含めた多様なサービスを提供する。

多様な主体による多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進していく。

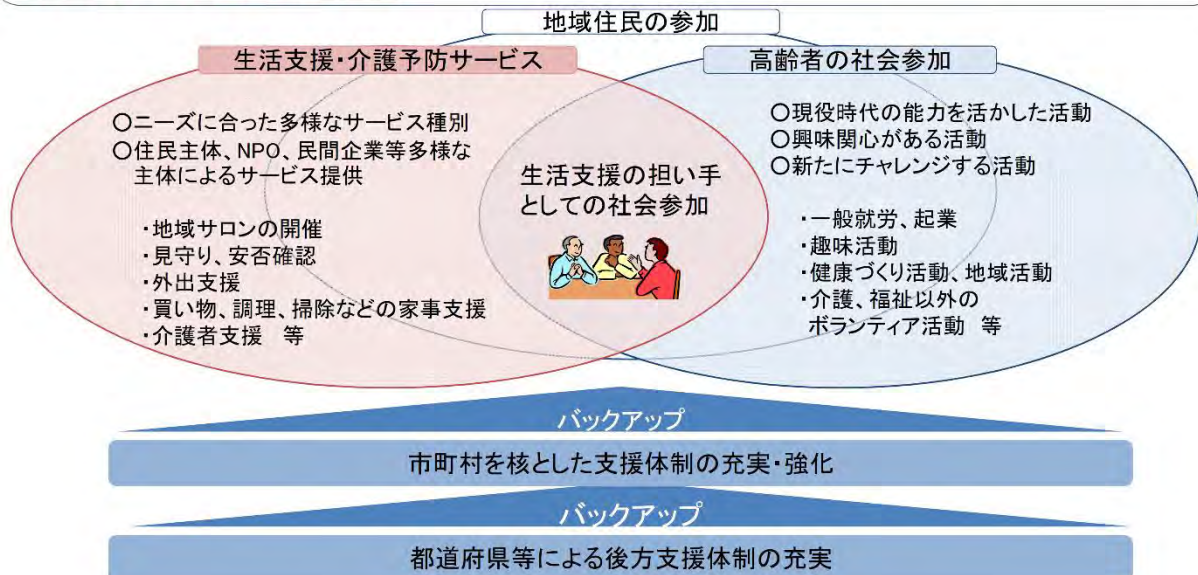
## (ウ) 健康団地の取組

施設の老朽化と入居者の高齢化が進んでいる県営住宅を、建替えにより居住性能の改善とバリアフリー化を行うとともに、健康づくり、コミュニティづくりの拠点を整備することで、「だれもが健康で安心していきいきと生活できる健康団地」として再生していく。

## ウ 地域で支えるための人材の育成と体制づくり

### 生活支援・介護予防サービスの充実と高齢者の社会参加

- 単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、生活支援の必要性が増加。**ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が生活支援・介護予防サービスを提供することが必要。**
- 高齢者の介護予防が求められているが、**社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながる。**
- 多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを市町村が支援することについて、制度的な位置づけの強化を図る。具体的には、生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などを行う「**生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)**」の配置などについて、**介護保険法の地域支援事業に位置づける。**



厚生労働省資料

## (ア) 社会福祉協議会との協働・連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に地域福祉推進を目的とする団体として位置付けられており、神奈川県社会福祉協議会では、各種福祉人材の養成や無料職業紹介、ボランティア活動の振興、権利擁護の取組をはじめとした様々な活動を行っている。

神奈川県社会福祉協議会及び県内の市町村社会福祉協議会との協働・連携により、地域福祉の一層の推進を図る。

## (イ) 地域福祉を推進する人材の活動支援・育成

地域における支え合いの中心となる人材に対して活動支援を行うとともに、人材の育成に取り組む。

市町村は生活支援サービスの充実に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成やサービスの開発、そのネットワーク化など

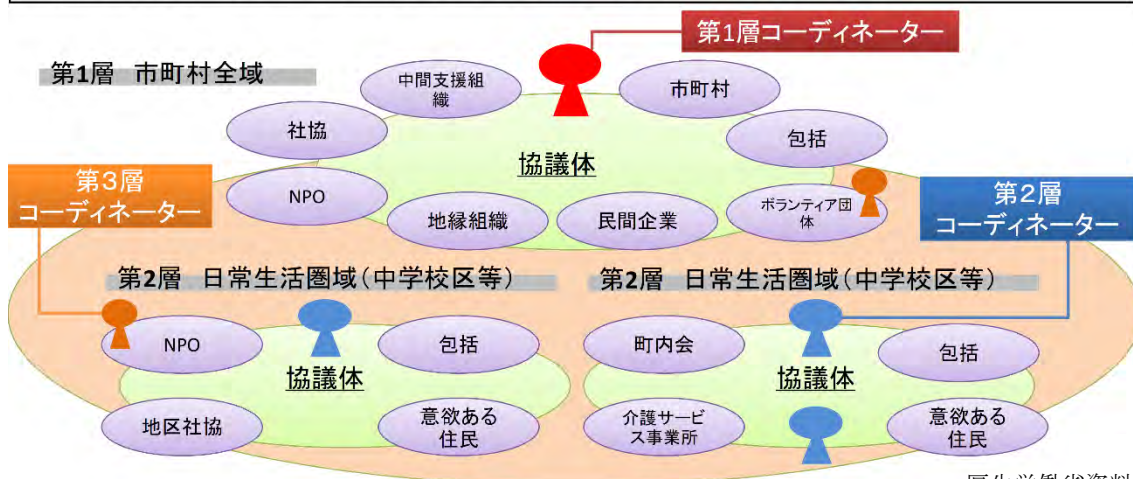


を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を地域に配置するとともに、生活支援コーディネーターのほか、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会、地域組織、民間企業、ボランティア団体等生活支援サービスを担う多様な主体で情報共有や連携・協働を進めるための協議体を設置する。

県は、生活支援コーディネーターの養成やネットワーク化を進めるための研修等を行い、市町村の取組を支援する。

### コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。



厚生労働省資料

#### a 民生委員・児童委員の活動支援

民生委員・児童委員を対象に、新任研修・リーダー研修・テーマ別研修などを体系的に実施し、活動に必要な知識の習得を図るとともに、各種支援制度の解説や日々の活動に役立つ情報を盛り込んだ民生委員活動の手引を作成する。

また、民生委員・児童委員が行う一人暮らしの高齢者世帯等への訪問活動などに対し、支援する。

#### b 生活支援コーディネーター養成研修

地域における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、関係者のネットワーク化などを行う生活支援コーディネーターを養成するための研修や、生活支援コーディネーター同士のネットワーク化や資質向上のためのフォローアップ研修、地域フォーラム等を実施する。

### (3) 医療提供体制の確保

#### ア 地域医療構想の推進

「誰もが元気でいきいきとくらしながら、必要なときに身近な地域で質の高い医療・介護を安心して受けられる神奈川」を“神奈川の将来のめざすすがた”とした上で、高齢化の進展に伴い、医療ニーズが増大する中において、地域の限られた資源を有効に活用し、効率的で質の高い医療提供体制を構築することを目的として、2025年のあるべき医療提供体制の構築に向けた長期的な取組みの方向性を示すものとして、平成28年10月に神奈川県地域医療構想を策定し、平成30年3月に神奈川県保健医療計画の一部として位置付けた。

この構想は、施策の方向性として次の3項目を掲げている。

#### 地域医療構想における施策の方向性

- 1 将来において不足する病床機能の確保及び連携体制構築に向けた取組み
- 2 地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の充実に係る取組み
- 3 将来の医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成に向けた取組み

県や各地域では、地域の病院・診療所関係者や医療保険者などと話し合いながら、それぞれの地域で必要な病床機能の確保、在宅医療の充実、医療従事者の確保に向けた取組みなどを推進している。

#### イ 在宅医療の提供体制の構築

##### (7) 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援

県及び市町村は、退院元の医療機関と在宅医療を担う医療機関、歯科医療機関、薬局、地域包括支援センター、基幹相談支援センター・相談支援事業所、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション事業所、訪問介護事業所等の連携構築により、切れ目のない継続的な医療提供体制の確保を推進する。

##### (4) 日常の療養支援

県は、在宅医療に対応できる医療機関や薬局について、分かりやすい情報提供を行うとともに、患者・家族が身近に相談できる「かかりつけ医」、「かかりつけ歯科医」、「かかりつけ薬剤師・薬局」の普及啓発に取り組む。

地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等が地域住民からの相談等を受け、患者・利用者又は家族の要望を踏まえた対応を行うことができるよう、市町村は在宅医療・介護連携推進事業を推進する。

県、市町村、医療機関・医療関係者及び介護・福祉関係者は、医科や介護と連携した多職種による口腔ケアを含む在宅歯科医療支援ネットワークの整備や、関係職種による口腔ケア及び摂食・嚥下リハビリテーションを推進する。

県、市町村及び医療機関・医療関係者は、薬剤師のための地域包括ケアシステムや麻薬調剤などの在宅医療に関する研修などを推進する。

県は、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

こうした取組により、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、要介護者に対する保健・医療・福祉が連動した切れ目ない療養管理の支援体制を構築する。

#### (ウ) 急変時の対応

県及び市町村は、在宅療養後方支援病院と在宅医療を担う医療機関、訪問看護ステーション、訪問介護事業所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の連携構築を推進する。

県は、高齢化の進展に伴う高齢者救急の増加に対応するため、引き続き二次救急医療機関等を中心に急性期治療経過後のリハビリテーション機能や在宅急病時の入院受入れ機能を担う回復期病床等への転換を促進し、高齢者救急における地域完結型医療を推進する。

#### (イ) 患者が望む場所での看取り

県及び市町村は、人生の最終段階における療養生活や治療について、患者・家族が、知識や関心を深め、自ら選択・決定できるよう普及啓発を行う。

県、市町村、医療機関・医療関係者、及び介護・福祉関係者は、患者の意思を尊重した人生の最終段階の医療が患者・家族、医療・介護提供者の合意形成のもと適切に提供される医療体制のあり方について議論を深め、実施方策を含め検討していく。

#### (オ) 在宅医療を担う医療機関

県は、県医療審議会等の意見を聞きながら在宅療養支援診療所をはじめとした地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所の整備を支援するとともに、身近な「かかりつけ医」や「かかりつけ



歯科医」などによる訪問診療や往診などの在宅医療サービスが受けられるよう、医師会や歯科医師会と連携して在宅医療の提供体制の整備を推進する。

### (カ) 在宅医療に必要な連携体制

がん診療連携拠点病院等は、各地域において緩和ケアを実施する緩和ケア病棟や在宅緩和ケアを提供できる診療所を把握するとともに、がん患者やその家族に情報を提供する。

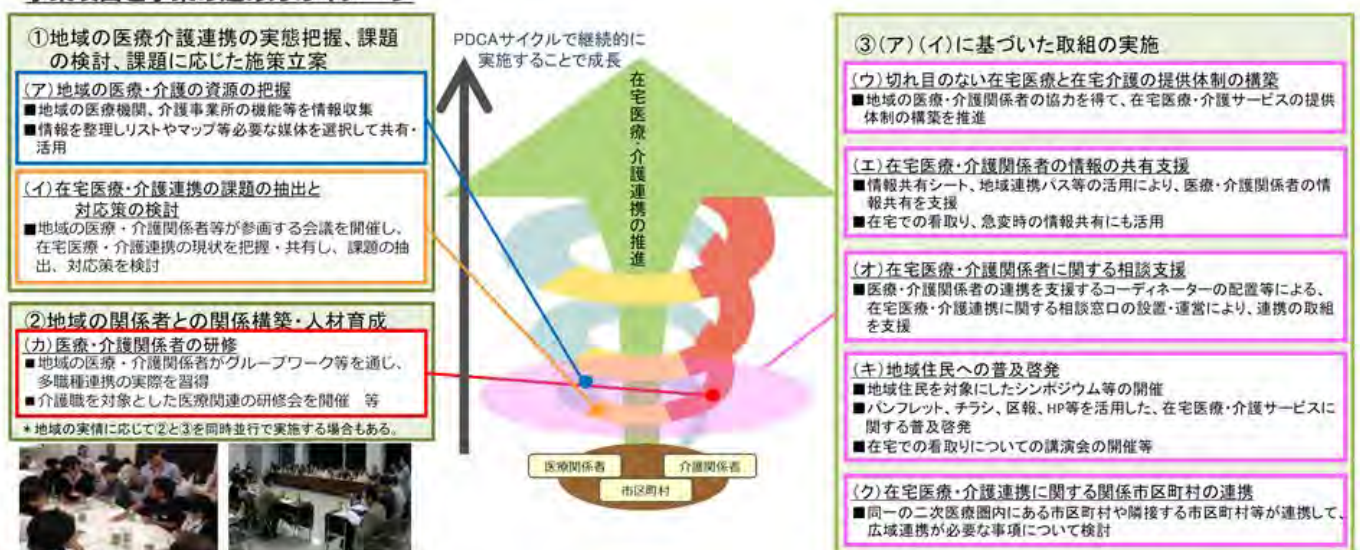
救命救急センターの「出口問題」については、県は、高齢化の進展に伴う独居高齢者のさらなる増加等を踏まえ、在宅復帰が困難な医療必要度が高い患者の長期療養の受け皿となる医療・介護施設の量的確保と連携強化に向けた取組みを検討する。

### (キ) 医療と介護の連携の強化

在宅医療・介護の連携推進については、国の在宅医療連携拠点事業（平成23・24年度）、在宅医療推進事業（平成25年度～27年度）を経て、平成26年介護保険法改正により制度化された。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、在宅医療・介護関係者の研修のほか、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、市町村の取組を支援する。特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」「オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援」「ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応する。

#### 事業項目と事業の進め方のイメージ



厚生労働省資料

## ウ 在宅医療を担う人材の確保・育成

県は、関係団体と連携し、研修などを通じた教育の機会を継続的に設け、関係団体と連携し、在宅医療を担う医師、歯科医師、薬剤師、看護職員、歯科衛生士、歯科技工士、リハビリテーション専門職、介護職員などの人材育成を行う。

県及び市町村は、在宅医療・介護に従事する多職種が専門知識を活かし、チームとして患者・家族を支えていくために必要な人材育成を行う。

県は、歯科診療所に対する在宅歯科医療への新規参入促進のための取組み、担い手となる人材の育成を進めていく。

## (4) 地域リハビリテーションの体制整備

### ア 介護予防事業等の推進

地域住民が、特に高齢者が健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、生活機能の低下が疑われる状態になった場合、早期に状態の改善や重度化の予防を図っていくことが重要であるため、市町村及び県は、要支援者や要支援・要介護状態になるおそれのある人に対して、「介護予防事業」等の取組を進める。

市町村及び県は、年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民が主体となって行う「通いの場」の活動を推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職、その他関係職種を活かした自立支援に資する取組を推進する。

### イ 医療のリハビリテーション体制整備

県、市町村及び医療機関・医療関係者は、保健医療圏ごとに重層的なリハビリテーション体制整備を進めるとともに、それぞれの役割を踏まえた病院と病院の連携、あるいは病院と診療所の連携を推進する。

一次保健医療圏：かかりつけ医を中心としたリハビリテーション体制の整備

二次保健医療圏：一般医療機関で発症直後からのリハビリテーションが実施できる体制とともに、さらに患者の状態に応じて、その地域が存在する病院等が連携してリハビリテーションを遅延なく適切に実施できる体制の整備

三次保健医療圏：二次保健医療圏で対応できない特殊・高機能なリハビリテーションを受け持つ体制の整備

## ウ 保健・医療・福祉の連携

県、市町村、医療機関・医療関係者及び介護・福祉関係者は、「神奈川県地域リハビリテーション連携指針」に基づき、「神奈川県リハビリテーション協議会」において、保健・医療・福祉の連携を図り、地域においてそれぞれの状態に応じた適切なリハビリテーションサービスが円滑に提供されるように推進する。

## エ リハビリテーションに係る人材の養成・確保

県は、修学資金の貸付を通じて、理学療法士等の確保・定着を推進する。

県は、「神奈川県地域リハビリテーション連携指針」に基づき、指定した「神奈川県リハビリテーション支援センター」において、地域のリハビリテーションに関する情報の提供、専門相談、人材育成のための研修などを実施し、適切なリハビリテーションの提供に向けた支援に取り組む。

県は、人材育成のための研修などを実施し、適切なリハビリテーションの提供に向けた支援に取り組むとともに、人材育成に向けた研修を実施する団体等を支援する。

## (5) 多様な住まいの確保

### ア 高齢者向け住宅の整備

#### (ア) 高齢者や障がい者向け住宅の供給

県営住宅の建替えにあたっては、高齢者が安心して暮らせるように、室内の段差解消や手すりの設置などバリアフリー化を進める。また、一部の住戸については、障がい者向けの特定目的住宅として供給する。

#### (イ) シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）事業の推進

今後とも増大する高齢者の世帯が、地域生活の中で自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、福祉施策と連携し、シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）を供給する。

### イ 高齢者等の居住支援の推進

#### (ア) 居住支援の推進

高齢者等は、病気や事故、安全面等への不安から賃貸住宅の入居を敬遠されることがあることから、賃貸住宅の家主から、高齢者等住宅の確保に配慮を要する者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供するなどの取組を進める。

(イ) **多様な住まいの普及の推進**

a **神奈川県居住支援協議会による取組**

高齢者や障がい者、外国人等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居や供給の促進、その他必要な措置について協議・実施する。

b **サービス付き高齢者向け住宅の登録及び適正管理の促進**

サービス付き高齢者向け住宅の登録を促進するとともに、バリアフリーなどの住宅の質や生活支援サービスの質を確保するため、事業者等に対して、「サービス付き高齢者向け住宅整備運営指導指針」の普及啓発や定期的な報告の徴収、立入検査を実施する。

c **住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録制度**

賃貸住宅の家主から、低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図る。

d **居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業**

住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得する講座を実施する。